平成21年度実績評価書要旨

平　成　２　２　年　７　月
国家公安委員会・警察庁

政策体系(国家公安委員会･警察庁)

基本目標	業績目標
1　市民生活の安全と平穏の確保	1　犯罪予防対策の推進による安全･安心なまちづくり
	2　地域警察官による街頭活動の強化
	3　少年非行の防止
	4　犯罪等からの少年の保護
	5　良好な生活環境の保持
	6　経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保
	7　環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止
2　犯罪捜査の的確な推進	1　重要犯罪に係る捜査の強化
	2　重要窃盗犯に係る捜査の強化
	3　政治･行政･経済の構造的不正の追及の強化
	4　振り込め詐欺（恐喝）等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化
	5　科学技術を活用した捜査の更なる推進
	6　被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施
3　組織犯罪対策の強化	1　暴力団の存立基盤の弱体化
	2　取締りの強化による薬物密輸･密売組織の弱体化
	3　銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化
	4　来日外国人犯罪対策の強化
	5　犯罪収益対策の推進
4　安全かつ快適な交通の確保	1　歩行者･自転車利用者の安全確保
	2　高齢運転者による交通事故の防止
	3　飲酒運転対策を始めとする悪質･危険運転者対策の推進による交通秩序の確立
	4　被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少
	5　道路交通環境の整備
5　国の公安の維持	1　重大テロ事案等の予防鎮圧
	2　大規模自然災害等の重大事案への的確な対処
	3　警備犯罪取締りの的確な実施
	4　国内外における情報収集･分析機能の強化による諜報･国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処
6　犯罪被害者等の支援の充実	1　犯罪被害者等に対する経済的支援･精神的支援等総合的な支援の充実
7　安心できるIT社会の実現	1　情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止
8　ITを活用した国民の利便性･サービスの向上	1　警察行政の電子化の推進

平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成22年７月　　担当部局名：警察庁生活安全局

施策名	市民生活の安全と平穏の確保	政策体系上の位置付け 基本目標１
施策の概要	**業績目標1　犯罪予防対策の推進による安全･安心なまちづくり** 街頭犯罪・侵入犯罪に代表される国民が身近に感じる犯罪や子どもが被害者となる犯罪等の未然防止を図るため、ハード・ソフト両面における各種防犯対策等の施策を推進し、国民が安全にかつ安心して暮らせる社会を実現する。	
	業績目標2　地域警察官による街頭活動の強化 地域警察官の執行力の強化、交番機能の強化、通信指令機能の強化等により、地域警察官による街頭活動の一層の推進を図る。	
	業績目標3　少年非行の防止 少年犯罪の取締り及び街頭補導活動を強化するとともに、再非行抑止のための立ち直り支援等を推進することにより、少年非行の防止を図る。	
	業績目標4　犯罪等からの少年の保護 児童買春・児童ポルノ事犯等の少年の福祉を害する犯罪（以下「福祉犯」という。）の取締りと被害少年の発見・保護活動等を推進することにより、犯罪等からの少年の保護を図る。	
	業績目標5　良好な生活環境の保持 風俗営業者等に対して必要な規制を加えるとともに、風俗営業者の自主的な健全化のための施策を支援し、業務の適正化や風俗関係事犯の取締りを推進するほか、猟銃等の所持者に対して適正な取扱いや保管管理の徹底に関する指導等を行い、猟銃等の事故を防止することにより、良好な生活環境を保持する。	
	業績目標６　経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保 経済活動を侵害するとともに、国民の日常生活に影響を及ぼす犯罪等の取締りの推進により、良好な経済活動等を確保する。	
	業績目標７　環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止 環境を破壊する犯罪の取締りの推進により、環境破壊等を防止する。	
	【評価結果の概要】	
	(評価の結果)	
	業績目標１　犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり 業績指標①及び②については目標を達成したことから、業績目標である「犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり」を達成したと認められる。 しかしながら、街頭犯罪・侵入犯罪を含む刑法犯の認知件数は、21年度中は約167万件と、120万件前後で推移していた昭和40年代を大きく超える水準にあり、また、子どもや女性を被害者とする犯罪についても、いまだ発生が後を絶たず予断を許さない状況にあることから、引き続き犯罪予防対策を推進する必要がある。	
	業績目標２　地域警察官による街頭活動の強化 業績指標①については目標を達成したことから、業績目標である「地域警察官による街頭活動の強化」を達成したと認められる。 「社会意識に関する世論調査」（平成22年１月内閣府調査）によると、現在の日本の状況について、悪い方向に向かっている分野として「治安」を挙げた者の割合は25.2%となっており、前年調査に比べ7.6ポイント減少しているものの、治安に対する国民の不安が十分に払しょくされたとは言えず、いわゆる体感治安についてはいまだ国民が求める水準に至っていないと考えられることから、地域警察官による街頭活動の強化を引き続き推進する必要がある。	
	業績目標３　少年非行の防止 業績指標①及び②については目標をおおむね達成したことから、業績目標である「少年非行の防止」をおおむね達成したと認められる。 しかしながら、刑法犯少年の人口比は成人の約５倍となっており、少年による社会の耳目を集める事件も発生していることから、少年非行情勢は依然として予断を許さない状況にある。したがって、引き続き少年犯罪の取締り及び街頭補導活動を推進するとともに、再非行抑止のための立ち直り支援等を推進する必要がある。	
	業績目標４　犯罪等からの少年の保護 業績指標①及び②については目標を達成したことから、業績目標である「犯罪等からの少年の保護」を達成したと認められる。 しかしながら、依然として少年の福祉犯被害が後を絶たないことから、これらの事犯の取締りと被害少年保護対策を更に推進する必要がある。	

業績目標５　良好な生活環境の保持
業績指標①については目標の達成が十分とは言い難いものの、業績指標②及び③については目標を達成したことから、業績目標である「良好な生活環境の保持」をおおむね達成したと認められる。
しかしながら、繁華街・歓楽街を中心に、いまだ違法性風俗店等が根絶されておらず、また、狩猟等の行為中に発生する事故は後を絶たないことから、引き続き風俗関係事犯の取締り等及び猟銃等の事故の防止に向けた取組みを行う必要がある。

業績目標６　経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保
業績指標③については目標の達成が十分とは言い難いものの、業績指標②及び④については目標を達成し、業績指標①についても目標をおおむね達成したことから、業績目標である「経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保」をおおむね達成したと認められる。
しかしながら、社会的弱者をねらう悪質商法等が後を絶たないことから、引き続き経済犯罪等の取締りを推進する必要がある。

業績目標７　環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止
業績指標①及び②については目標を達成したことから、業績目標である「環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止」は達成したと認められる。
しかしながら、自然環境を破壊する環境事犯が後を絶たないことから、引き続き環境犯罪の取締りを推進する必要がある。

(評価の結果の政策への反映の方向性)

業績目標１　犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり
主な街頭犯罪及び侵入犯罪の認知件数を更に減少させるため、今後とも上記施策を推進することとする。
また、強姦、強制わいせつ等の認知件数は減少しているものの、犯罪に対する自己防衛能力に限界のある子どもや女性の安全確保に対する国民の関心は極めて高いことから、子ども女性安全対策班が行う先制・予防的警察活動等の子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための取組みを的確に推進する。

業績目標２　地域警察官による街頭活動の強化
国民の犯罪に対する不安を払しょくするため、地域警察官によるパトロールを始めとする地域に密着した街頭活動等を強化するとともに、その体制の確立を図ることにより、犯罪の抑止と検挙に努めることとする。
また、あらゆる事件事故に迅速的確に対応できる体制を構築するため、初動警察の更なる強化に向けた各種取組みを強力に推進することとする。

業績目標３　少年非行の防止
少年事件捜査に係る研修等により少年犯罪の的確な取締り及び街頭補導活動を推進するとともに、非行防止教室等による少年の規範意識の向上、関係機関・団体、ボランティア等との連携による立ち直り支援等のための諸対策を更に推進することとする。

業績目標４　犯罪等からの少年の保護
福祉犯捜査に係る研修等により福祉犯の取締りを引き続き強化するとともに、フィルタリングの普及促進及び適切な利用のための啓発活動を推進するなど、子どもを取り巻く有害環境対策に取り組んでいくこととする。

業績目標５　良好な生活環境の保持
繁華街・歓楽街を中心に、いまだ違法性風俗店等が根絶されていないことから、違法性風俗店等に対し、各種法令を積極的に活用した取締りを行うなど、風俗関係事犯の効果的な取締り等を推進するとともに、風俗営業者の自主的な健全化のための施策を支援し、業務の適正化を推進するほか、狩猟等の行為中に発生する事故が後を絶たないことから、猟銃等の所持者に対して適正な取扱いや保管管理の徹底に関する指導等を行い、猟銃等の事故を防止すること等により、良好な生活環境の保持を図っていくこととする。

業績目標６　経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保
国民の日常的な経済生活における安全と安心に大きな脅威を与える経済犯罪等の生活経済事犯については、「生活経済事犯対策推進要綱」（平成20年７月１日付け警察庁丙生環発第23号別添）に基づいて、関係機関・団体と連携しつつ、被害拡大防止に向けた事犯の早期認知・検挙、広報啓発、被害回復の援助等の施策を進めることにより、良好な経済活動の確保を図っていくこととする。

業績目標７　環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止
国民の日常的な経済生活における安全と安心に大きな脅威を与える環境事犯については、「環境犯罪対策推進計画」（平成11年４月５日付け警察庁丙生環発第15号別添）及び「生活経済事犯対策推進要綱」（平成20年７月１日付け警察庁丙生環発第23号別添）に基づいて、関係機関・団体と連携しつつ、被害拡大防止に向けた事犯の早期認知・検挙、広報啓発等の施策を進めることにより、良好な自然環境の確保を図っていくこととする。

[達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果　等]

業績目標１業績指標①：

街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数

達成目標：

街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数について、減少傾向を維持する。

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	基準年：16～20年度　　達成年：21年度 効果の把握の結果： 街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数について、過去５年間の減少傾向を維持するという目標を達成した。
	業績目標１業績指標②： 子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための取組みの推進状況（強姦、強制わいせつ等の認知件数及び声かけ等前兆事案への対処事例） 達成目標： 子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための取組みを的確に推進する（強姦、強制わいせつ等の認知件数の減少及び声かけ等前兆事案への的確な対処）。 基準年：16～20年度　　達成年：21年度 効果の把握の結果： 強姦、強制わいせつ等の認知件数が減少し、また、声かけ等前兆事案への的確な対処がなされていることから、子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための取組みを的確に推進するという目標を達成した。
	業績目標２業績指標①： 刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合 達成目標： 刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合について、過去５年間並の高水準を維持する。 基準年：16～20年度　達成年：21年度 効果の把握の結果： 刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合について過去５年間並の高水準を維持するという目標を達成した。
	業績目標３業績指標①： 少年非行防止のための取組みの推進状況（刑法犯少年の検挙人員、人口比（注１）、不良行為少年の補導人員、少年相談受理件数） 注１：同年齢層の人口1,000人当たりの検挙人員をいう。 達成目標： 刑法犯少年を的確に検挙し、不良行為少年を的確に補導する。 基準年：16～20年　　達成年：21年 効果の把握の結果： 非行に至る前段階にある不良行為少年の補導人員が相当数あり、非行に至る前段階でその防止が図られたと考えられ、また、刑法犯少年の検挙人員が16年度から20年度までの平均を下回っており、かつ、非行問題に関する少年相談受理件数も16年から20年までの平均を下回っていることから、少年非行の防止という目標をおおむね達成した。
	業績目標３業績指標②： 非行少年の立ち直り支援の状況（関係機関等と連携した非行少年の立ち直り支援事例等） 達成目標： 非行少年の立ち直り支援を的確に推進する。 基準年：16～20年度　　達成年：21年度 効果の把握の結果： 少年サポートセンターが関係機関・団体、ボランティア等と連携して地域の実情に応じ、少年補導職員による保護者も含めた面接相談を実施したり、立ち直り支援を行っている非行少年へ更に就労支援を行ったりするなど様々な立ち直り支援を継続的に実施している。 また、これらの取組みをより一層推進するため、少年問題に係る実践例等に基づいてその問題点や対応策等を検討するブロック協議会を全国各地で行ったこと、さらに、少年サポートセンターの設置数も増加していることから、非行少年の立ち直り支援を的確に推進するという目標をおおむね達成した。
	業績目標４業績指標①： 福祉犯の取締りの推進状況（福祉犯の検挙件数及び検挙人員並びに被害者数） 達成目標： 福祉犯の被害少年の保護を図る。 基準年：16～20年度　　達成年：21年度

効果の把握の結果：

前年度と比べ福祉犯の検挙件数、検挙人員及び被害少年の数がすべて増加したことから、福祉犯の取締りが推進され、福祉犯の被害少年の保護を図るという目標を達成した。

業績目標４業績指標②：

被害少年の支援等の状況（犯罪被害に係る少年相談受理件数及び少年補導職員等による被害少年の支援事例）

達成目標：

被害少年に対する支援を推進する。

基準年：16～20年　　**達成年：**21年

効果の把握の結果：

犯罪被害に係る少年相談受理件数が増加に転じ、また、福祉犯被害少年等に対し、少年サポートセンターの少年補導職員らによる継続的なカウンセリング、物づくり体験や折り紙による作業療法等を通じた立ち直り支援、家庭環境の整備を図るための保護者への助言指導等、支援の充実を図っていることから、被害少年に対する支援を推進するという目標を達成した。

業績目標５業績指標①：

風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員

達成目標：

風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員を過去５年間の平均より増加させる。

基準年：16～20年　　**達成年：**21年

効果の把握の結果：

風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員で過去５年間の平均を下回ったことから、達成が十分とは言い難い。

業績目標５業績指標②：

風俗営業等に対する行政処分件数

達成目標：

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営適正化法」という。）に基づく行政処分件数を過去５年間の平均より増加させる。

基準年：16～20年　　**達成年：**21年

効果の把握の結果：

風俗営業等に対する行政処分件数で過去５年間の平均を上回るという目標を達成した。

業績目標５業績指標③：

猟銃等による事故の発生件数

達成目標：

猟銃等による事故の発生件数を過去５年間の平均より減少させる。

基準年：16～20年　　**達成年：**21年

効果の把握の結果：

過去５年間の平均を下回るという目標を達成した。

業績目標６業績指標①：

ヤミ金融事犯（注１）の検挙事件数及び検挙人員

注１：出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反（高金利)事件及び貸金業法違反事件並びに貸金業に関連した詐欺、暴行、脅迫等の事件

達成目標：

ヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員で過去５年間の平均より増加させる。

基準年：16～20年　　**達成年：**21年

効果の把握の結果：

ヤミ金融事犯の検挙人員は過去５年間の平均を下回ったものの、検挙事件数は過去５年間の平均を上回っていることから、ヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去５年間の平均より増加させるという目標をおおむね達成した。

業績目標６業績指標②：

特定商取引等事犯（注２）の検挙事件数及び検挙人員

注２：特定商取引に関する法律違反事件及び特定商取引（訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引並びに業務提供誘引販売取引をいう。）に関連した詐欺、恐喝等の事件

達成目標：

特定商取引等事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去５年間の平均より増加させる。

基準年：16～20年　　**達成年：**21年

効果の把握の結果：

特定商取引等事犯の検挙人員、検挙事件数ともに過去５年間の平均を大幅に上回っており、特定商取引等事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去５年間の平均より増加させるという目標を達成した。

業績目標６業績指標③：

知的財産権侵害事犯（注３）の検挙事件数及び検挙人員

注３：食品の産地等偽装表示事犯の検挙事件数及び検挙人員を除く。

達成目標：

知的財産権侵害事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去５年間の平均より増加させる。

基準年：16～20年　　**達成年：**21年

効果の把握の結果：

知的財産権侵害事犯の検挙事件数及び検挙人員で過去５年間の平均を下回ったことから、知的財産権侵害事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去５年間の平均より増加させるという目標の達成が十分とは言い難い。

業績目標６業績指標④：

食の安全に係る事犯（注４）の検挙事件数及び検挙人員

注４：食品衛生関係事犯及び食品の産地等偽装表示事犯

達成目標：

食の安全に係る事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去５年間の平均より増加させる。

基準年：16～20年　　**達成年：**21年

効果の把握の結果：

食の安全・安心に係る事犯の検挙事件数及び検挙人員は、過去５年間を大幅に上回っており、食の安全・安心に係る事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去５年間の平均より増加させるという目標を達成した。

業績目標７業績指標①：

産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員

達成目標：

産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去５年間の平均より増加させる。

基準年：16～20年　　**達成年：**21年

効果の把握の結果：

産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去５年間の平均より増加させるという目標を達成した。

業績目標７業績指標②：

一般廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員

達成目標：

一般廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去５年間の平均より増加させる。

基準年：16～20年　　**達成年：**21年

効果の把握の結果

一般廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去５年間の平均より増加させるという目標を達成した。

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
犯罪に強い社会の実現のための行動計画（犯罪対策閣僚会議決定）	平成15年12月	第１＜平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止＞
安全・安心なまちづくり全国展開プラン（犯罪対策閣僚会議決定）	平成17年６月	第１＜住民参加型の安全・安心なまちづくり全国展開＞ 第２＜住まいと子どもの安全確保＞
安全・安心なまちづくり全国展開プラン	平成17年６月	第２－２－②＜子どもを犯罪や非行から守る地域安全教育の推進＞
子ども安全・安心加速化プラン（犯罪対策閣僚会議決定・青少年育成推進本部合同会議了承）	平成18年６月	Ⅰ＜地域の力で子どもを非行や犯罪被害から守る＞ Ⅱ＜子どもが非行・犯罪被害に巻き込まれない力を地域で育む＞
子ども安全・安心加速化プラン	平成18年６月	Ⅰ－１－（１）＜地域のボランティア等の協力を得た登下校時の安全対策の推進＞ Ⅰ－４－（２）＜少年指導委員等ボランティアによる街頭補導活動の活性化＞ Ⅱ－１－（１）＜非行防止に向けた取組の推進＞ Ⅲ－１－（１）＜関係機関の連携強化による立ち直り支援の推進＞、（２）＜困難を抱えた子どもの相談活動の充実＞、（４）＜立ち直りに資する少年事件捜査の推進等＞

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	子ども安全・安心加速化プラン	平成18年６月	Ⅲ－２－（２）＜犯罪等被害少年の立ち直り支援の充実＞
	第166回国会内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	全国各地域の防犯ボランティアのパトロールなどの活動を支援するとともに、本年春までに「空き交番ゼロ」を実現するなど「世界一安全な国、日本」の復活を目指します。
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（犯罪対策閣僚会議決定）	平成20年12月	第１ １＜防犯ボランティア活動等の促進＞ ２＜犯罪に強いまちづくりの推進＞ ５＜子どもと女性の安全を守るための施策の推進＞ ６＜自動車盗等身近な窃盗事犯への対策の推進＞
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	平成20年12月	第２－１－①＜少年の規範意識の向上＞、②＜少年を見守る地域社会の構築＞、③＜社会適応上支援を必要とする少年の居場所づくりと就業・就学支援＞、④＜少年補導活動の強化による非行少年の早期発見・早期措置＞
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	平成20年12月	第１－５－③＜児童ポルノ対策等の推進＞、④＜少年を取り巻く有害環境の浄化＞
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	平成20年12月	第１　４＜消費者の目線に立った生活経済事犯への対策の強化＞
	青少年育成施策大綱（青少年育成推進本部決定）	平成20年12月	４－（２）－①－ⅱ＜少年非行対策等＞
	青少年育成施策大綱	平成20年12月	４－（２）－①－ⅴ＜青少年の被害防止・保護＞
	青少年育成施策大綱	平成20年12月	５（３）［２］＜青少年を取り巻く有害環境への対応＞
	第173回国会における鳩山内閣総理大臣所信表明演説	平成21年10月26日	食品の安全や治安の確保、消費者の視点を重視する
	犯罪から子どもを守るための対策（犯罪対策閣僚会議改定報告）	平成21年12月	第１章 第１節＜登下校時の安全確保等のための対策＞ 第２節＜犯罪から子どもを守るための総合対策＞
	犯罪から子どもを守るための対策	平成21年12月	第１章－第１節－２－（２）＜子どもを守るための諸活動の充実＞ 第１章－第２節－２－（２）＜子どもを守るための諸活動の充実＞
	犯罪から子どもを守るための対策	平成21年12月	第１章－第２節－３－（１）＜取締りの強化＞
	新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ～（閣議決定）	平成21年12月30日	２（４）安全安心なまちづくりを進める必要がある ２（６）子どもの安全を守り、安心して暮らせる社会環境を整備する
	新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ～	平成21年12月30日	２（３）著作権等の侵害対策についても国際的に協調して取り組む

平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成22年７月　　担当部局名：警察庁刑事局

施策名	犯罪捜査の的確な推進	政策体系上の位置付け 基本目標2
施策の概要	**業績目標１　重要犯罪（注１）に係る捜査の強化** 注1：殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつ 「人からの捜査」及び「物からの捜査」が困難化するなど捜査を取り巻く環境が悪化している中、真の治安再生に向けて、重要犯罪の検挙に向けた取組みを推進する。	
	業績目標２　重要窃盗犯（注２）に係る捜査の強化 注2：侵入窃盗、自動車盗、ひったくり及びすり 重要窃盗犯については、国民の身近な場で発生し、国民に治安に対する不安を与えるものであることから、真の治安再生に向けて、重要窃盗犯の検挙に向けた取組みを推進する。	
	業績目標３　政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化 贈収賄事件、公職選挙法違反事件、企業幹部らによる組織的詐欺事件等は、我が国の社会・経済に対する信頼を根底から覆すものであることから、このような不正の追及を強化する。	
	業績目標４　振り込め詐欺（恐喝）等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化 振り込め詐欺（恐喝）（注３）を始め、被害者に対面することなく、現金を自己の管理する預貯金口座に振り込ませるなどしてだまし取る、匿名性の高い知能犯罪が依然として多発している。これらの犯行手口は日々巧妙化・多様化し、国民に甚大な被害が生じていることから、捜査活動及び予防活動を強化し、被疑者の早期検挙及び被害の続発防止を図る。 注３：いわゆるオレオレ詐欺（恐喝）（電話を利用して親族等を装い、交通事故示談金等を名目に現金を預貯金口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺及び脅し取る恐喝事案）、架空請求詐欺（恐喝）（郵便、インターネット等を利用して不特定多数の者に対し、架空の事実を口実とした料金を請求する文書等を送付するなどして、現金を口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺及び脅し取る恐喝事案）、融資保証金詐欺（実際には融資しないにもかかわらず、融資する旨の文書等を送付するなどして、融資を申し込んできた者に対し、保証金等を名目に現金を口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺事案）及び還付金等詐欺（税金還付等に必要な手続を装って被害者に現金自動預払機（ＡＴＭ）を操作させ、口座間送金により財産上の不法の利益を得る電子計算機使用詐欺又は詐欺事案）	
	業績目標５　科学技術を活用した捜査の更なる推進 科学技術の急速な進展、情報化社会の著しい進展等に的確に対処するために、鑑識資機材の充実、鑑識技術への先端的な科学技術の導入等を図ることにより、科学技術を活用した捜査を更に推進する。	
	業績目標６　被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施 警察捜査に対する一層の信頼確保及び裁判員裁判への的確な対応のため、被疑者取調べの監督の適切な実施を図る。	
	【評価結果の概要】	
	（評価の結果）	
	業績目標１　重要犯罪に係る捜査の強化 業績指標①はおおむね達成していることから、業績目標である「重要犯罪に係る捜査の強化」はおおむね達成したと認められる。	
	業績目標２　重要窃盗犯に係る捜査の強化 業績指標①はおおむね達成していることから、業績目標である「重要窃盗犯に係る捜査の強化」はおおむね達成したと認められる。	
	業績目標３　政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化 業績指標①について目標の達成が十分であるとは言い難いことから、業績目標である「政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化」についても達成が十分とは言い難い。 その主たる原因は、政治・行政をめぐる構造的不正事案のうち贈収賄、談合・競売入札妨害等の検挙にあることから、今後はその実績向上に向けた対策を特に強化する必要がある。具体的には、 ○　各種情報の収集・分析の向上 ○　捜査体制の見直し・整備 ○　捜査員の育成・確保 等を早急に行う必要がある。	
	業績目標４　振り込め詐欺（恐喝）等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化 業績指標①については目標を達成しており、業績指標②については目標をおおむね達成したことから、業績目標である「振り込め詐欺（恐喝）等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化」をおおむね達成したと認められる。 しかしながら、いまだ年間100億円近くの被害が発生しており、振り込め詐欺をめぐる情勢は依然として厳しい状況にある。また、１件あたりの平均被害額は依然として100万円を超え、非常に高額であるとともに、特に首都圏を中心に、高齢女性が被害者の大部分を占めるオレオレ詐欺の発生が目立っていることから、今後とも警察の総力を挙げた取締活動及び官民一体となった予防活動を推進する必要がある。	

業績目標５　科学技術を活用した捜査の更なる推進
業績指標①及び②については目標を達成し、業績指標③及び④についても目標をおおむね達成したことから、業績目標である「科学技術を活用した捜査の更なる推進」をおおむね達成したと認められる。

業績目標６　被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施
業績指標①及び②については目標を達成し、③については目標をおおむね達成したことから、業績目標である「被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施」をおおむね達成したと認められる。

（評価の結果の政策への反映の方向性）

業績目標１　重要犯罪に係る捜査の強化
重要犯罪に係る捜査の強化は図られたと認められるものの、依然として社会的反響の大きい重要犯罪が発生していることから、国民の不安を払しょくするため、情報分析支援システムの効果的活用を図るとともに、引き続き、ＤＮＡ型鑑定及びデータベースの積極的活用、自動車ナンバー自動読取システムの整備、第一線における検視の的確な実施の確保、合同捜査及び共同捜査の推進等の取組みを推進し、重要犯罪に係る捜査の強化を図る。

業績目標２　重要窃盗犯に係る捜査の強化
重要窃盗犯に係る捜査の強化は図られたと認められるものの、依然として社会的反響の大きい重要窃盗犯が発生していることから、国民の不安を払しょくするため、情報分析支援システムの効果的活用を図るとともに、引き続き、ＤＮＡ型鑑定及びデータベースの積極的活用、自動車ナンバー自動読取システムの整備、合同捜査及び共同捜査の推進等重要窃盗犯に係る捜査の強化を図るための取組みを推進する。

業績目標３　政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化
具体的な強化策を実現するため、以下のような施策を講じていく。
○　各種情報の収集・分析の向上
部内外の各機関、各部門等との連携を強化するとともに、かつて情報収集の基盤となっていた警察署を活性化させるため、警察署知能犯係の体制整備、能力向上を図る。
○　捜査体制の見直し・整備
各都道府県警察本部の捜査第二課の体制を見直し、贈収賄、談合・競売入札妨害等の検挙実績向上を実現するための捜査体制を構築する。
○　捜査員の育成・確保
各種教養をより実践的・効果的なものとしていく。また、他機関や他府県との人事交流も更に積極的に行うほか、従来に増して指揮能力の高い捜査幹部の贈収賄、談合・競売入札妨害等の重要知能犯事件捜査への登用を図る。

業績目標４　振り込め詐欺（恐喝）等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化
21年度中の認知件数及び被害総額は前年度に比べ大幅に減少しているものの、いまだ年間100億円近くの被害が生じており、依然として深刻な状況にある。
このため、振り込め詐欺対策に必要な資機材及び体制の整備を進めつつ、警察庁の「振り込め詐欺対策室」及び各都道府県警察の「司令塔」の下、手口の多様化に即した諸対策の推進、発生状況の分析の徹底、国民一人一人の心に響く広報活動の実施等被害減少のための施策を推進するとともに、戦略的な取締活動を推進することとする。

業績目標５　科学技術を活用した捜査の更なる推進
今後も、ＤＮＡ型鑑定等客観的証拠の収集に必要な鑑識・鑑定基盤の充実・強化に努めるとともに、ＤＮＡ型データベースや画像処理装置等鑑識関連システムの更なる積極的かつ効果的な活用を推進する。

業績目標６　被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施
引き続き、取調べ監督部門が警察組織内部におけるチェック機能としての役割を十分に果たし、被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施をより一層推進する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果　等】

業績目標１業績指標①
各重要犯罪の検挙率
達成目標：
殺人、強盗、強姦等の各重要犯罪の検挙率を向上させる。
基準年：16～20年度　　**達成年：**21年度
効果の把握の結果：
16年度から20年度までの平均と比較すると検挙率に一定の向上が認められることから、各重要犯罪の検挙率を向上させるという目標をおおむね達成した。

業績目標２業績指標①
各重要窃盗犯の検挙率
達成目標：
侵入窃盗、自動車盗等の各重要窃盗犯の検挙率を向上させる。
基準年：16～20年度　　**達成年：**21年度

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	**効果の把握の結果：** 16年度から20年度までの平均と比較すると検挙率に一定の向上がみられることから、各重要窃盗犯の検挙率の向上という目標をおおむね達成した。
	業績目標３業績指標① 政治・行政・経済の構造的不正事案の検挙状況（検挙事件数及び検挙事例） **達成目標：** 政治・行政・経済の構造的不正事案の検挙を推進する。 **基準年：**16～20年度　　**達成年**:21年度 **効果の把握の結果：** 政治・行政をめぐる構造的不正事案の検挙状況は、贈収賄、談合・競売入札妨害等の検挙について社会的反響の大きい検挙事例が多く見られるものの、16年度から20年度までの平均値に比べ半数以下となった。 一方、21年度は衆議院が解散され総選挙が実施されたが、その違反取締りについては、前回比で検挙人員や逮捕人員が減少したものの、検挙件数は増加し、特に買収や詐偽投票等、投票偽造等悪質な実質犯の検挙件数が軒並み増加し、詐偽投票等や投票偽造は検挙人員や逮捕人員も増加している。また、検挙事例についても、上記に列挙した事例のとおり、社会的反響の大きいものが多く見られ、中には過去に例の少ない特筆すべきものが含まれる。 経済的不正事案の検挙状況は、金融・不良債権関連事犯の検挙件数については16年度から20年度までの平均値とほぼ同数であるが、上記に列挙した事例のとおり、社会的反響の大きい検挙事例が多く見られ、また企業犯罪の検挙状況についても同様に、社会的反響の大きい検挙事例が多く見られる。 以上から、総合的に判断すると、政治・行政をめぐる構造的不正事案における選挙違反取締りや経済的不正事案の検挙はおおむね推進されたと認められるが、政治・行政をめぐる構造的不正事案のうち贈収賄、談合・競売入札妨害等の検挙は推進されているものの不十分であり、目標の達成が十分であるとは言い難い状況にある。
	業績目標４業績指標① 振り込め詐欺（恐喝）の発生状況（認知件数及び被害総額） **達成目標：** 振り込め詐欺（恐喝）の認知件数及び被害総額を前年度よりも減少させる。 **基準年：**20年度　　**達成年：**21年度 **効果の把握の結果：** 振り込め詐欺（恐喝）の認知件数及び被害総額いずれも減少したことから、目標を達成した。
	業績目標４業績指標② 振り込め詐欺（恐喝）の検挙状況（検挙件数及び検挙人員） **達成目標：** 振り込め詐欺（恐喝）の検挙件数及び検挙人員を前年度よりも増加させる。 **基準年：**20年度　　**達成年：**21年度 **効果の把握の結果：** 振り込め詐欺（恐喝）の検挙人員は減少したものの、検挙件数は増加したことから、目標をおおむね達成した。
	業績目標５業績指標① ＤＮＡ型鑑定の鑑定状況（鑑定事件数及び効果的事例） **達成目標：** ＤＮＡ型鑑定の鑑定事件数の過去５年間の増加傾向を維持する。また、ＤＮＡ型鑑定の効果的な活用を更に推進する。 **基準年：**16～20年　　**達成年：**21年 **効果の把握の結果：** 過去５年間の鑑定事件数の増加傾向を維持するとともに、効果的な活用が図られていることから、目標を達成した。
	業績目標５業績指標② ＤＮＡ型データベース（注４）の活用状況（活用件数及び効果的事例） 注４：平成21年実績評価計画書においては「ＤＮＡ型記録検索システム」としていたところ、21年１月、同システムを廃止し、警察庁情報管理システムの一環としてＤＮＡ型照会業務のオンライン化を図ったことから、これを「ＤＮＡ型データベース」と呼称することとする。

達成目標：

ＤＮＡ型データベースの過去４年間の活用件数の増加傾向を維持する。また、ＤＮＡ型データベースの効果的な活用を更に推進する。

基準年：17～20年度　　達成年：21年度

効果の把握の結果：

過去４年間の活用件数の増加傾向を維持するとともに、効果的な活用が図られていることから、目標を達成した。

業績目標５業績指標③

掌紋業務における指掌紋自動識別システム（注５）の活用状況（活用件数及び効果的事例）
注５：犯罪現場等から採取した指掌紋及び被疑者から採取した指掌紋を事前に登録し、照会した指掌紋と自動的に照合を行い、犯人を特定するシステム。19年に指紋自動識別システムと掌紋自動識別システムを統合して最適化した。

達成目標：

掌紋業務における指掌紋自動識別システムの活用件数の増加傾向を維持する。また、掌紋業務における指掌紋自動識別システムの効果的な活用を更に推進する。

基準年：16～20年度（注６）　　達成年：21年度
注６：16～18年は旧システム

効果の把握の結果：

19年１月に導入された現行システムによる過去２年間の活用件数とおおむね同水準で推移し、システムの高度化に伴う一定の増加水準に達したものと認められる。また、旧システムによる16年度から18年度（18年度第４四半期は現行システム）の３年間との比較による増加傾向は維持しており、効果的な活用が図られていることから、目標をおおむね達成した。

業績目標５業績指標④

画像処理装置の活用状況（画像処理件数及び効果的事例）

達成目標：

簡易画像処理装置（注７）の活用状況を含めた画像処理件数の過去５年間の増加傾向を維持する。また、画像処理の効果的な活用を更に推進する。
注７：簡易画像処理装置とは、画像の明暗調整等簡易な画像処理を行う装置である。

基準年：16～20年　　達成年：21年

効果の把握の結果：

20年の画像処理総件数を上回ることはできなかったが、18年以降の年間５万件以上の水準を維持しており、また、画像の鮮明化等高度な画像処理を可能とする画像処理装置の活用件数にあっては、19年から約5,000件増加した20年とほぼ同水準で推移し、その効果的な活用が図られていることから、目標をおおむね達成した。

業績目標６業績指標①

被疑者取調べの監督に係る体制の整備状況（体制整備実施都道府県数）

達成目標：

被疑者取調べの監督に係る体制の整備を図る。

基準年：20年度　　達成年：21年度

効果の把握の結果：

被疑者取調べの監督に係る体制が整備されたことから、目標を達成した。

業績目標６業績指標②

被疑者取調べの監督に係る研修の実施状況（実施件数及び実施都道府県数）

達成目標：

被疑者取調べの監督に係る研修を的確に実施する。

基準年：20年度　　達成年：21年度

効果の把握の結果：

被疑者取調べ監督制度の定着を図り、当該制度が適切に運用されるようあらゆる機会を通じた研修を実施したことから、目標を達成した。

業績目標６業績指標③

取調べ状況の把握を容易にするための設備の整備状況（透視鏡の整備台数及び取調べ状況管理システムの整備台数）

達成目標：

取調べ状況の把握を容易にするための設備の整備を図る。

	基準年：20年度　　達成年：21年度 効果の把握の結果： 透視鏡が未整備の取調べ室があるものの、全国の都道府県警察において取調べ状況の把握を容易にするためのシステムが整備されたことから、目標をおおむね達成した。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成15年12月	第１＜平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止＞２－④、⑫、⑬
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成15年12月	第５＜治安回復のための基盤整備＞－⑥、⑭
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	平成20年12月	第１－３＜振り込め詐欺対策の強化＞
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	平成20年12月	第７－２＜犯罪の追跡可能性の確保、証拠収集方法の拡充＞－②、③、④、⑥、⑦、⑨

平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成22年７月　　担当部局名：警察庁刑事局組織犯罪対策部

施策名	組織犯罪対策の強化	政策体系上の位置付け 基本目標3

施策の概要

業績目標１　暴力団の存立基盤の弱体化
暴力団は、経済的利益を追い求め、組織的な暴力を背景とした威力を最大限に利用しながら、社会・経済の変化に対応した資金獲得活動を行っているため、暴力団の資金源を封圧する対策を重点的に推進することによって、暴力団の存立基盤の弱体化を図る。

業績目標２　取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化
我が国で乱用されている薬物のほとんどが海外から流入し、密売されていることから、その供給を遮断するため、薬物の密輸・密売にかかわる組織の弱体化につながる取締りを強化する。

業績目標３　銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化
暴力団等の犯罪組織が依然としてけん銃を組織的に管理し、銃器発砲事件を引き起こしていることから、これら組織からのけん銃の押収を図るとともに、けん銃等に係る銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）違反事件の取締りを強化して暴力団等犯罪組織の弱体化を図り、銃器に係る脅威から国民の生命、身体の安全を確保する。

業績目標４　来日外国人犯罪対策の強化
来日外国人犯罪対策をめぐる情勢は依然として厳しいことから、これらの「国境を越える犯罪」に適切に対応するため、国内外の関係機関との連携を強化するための基盤を整えること等により、国際犯罪組織の壊滅に向けた実態解明及び事件検挙を強化するなど来日外国人犯罪対策を強化する。

業績目標５　犯罪収益対策の推進
犯罪による収益は、組織的な犯罪を助長するために使用され、犯罪による収益の移転が被害回復を困難にするとともに、これが事業活動に用いられることにより健全な経済活動に重大な悪影響を与えるものであることから、犯罪による収益の移転を防止するとともに、取締りによってこれをはく奪する。

［評価結果の概要］

（評価の結果）

業績目標１　暴力団の存立基盤の弱体化
業績指標①については目標の達成が十分とは言い難いものの、業績指標②については目標を達成し、業績指標③については目標をおおむね達成したことから、業績目標としての「暴力団の存立基盤の弱体化」をおおむね達成したと認められる。
しかし、依然として、暴力団は、各種業に介入したり、獲得した資金を巧妙に隠匿したりするなど、資金獲得活動の多様化・巧妙化・不透明化を図っていること、参考指標にみられるとおり暴力団構成員等の検挙人員が減少傾向にあることから、引き続き、暴力団の存在基盤の弱体化を図るため、暴力団組織の実態把握の強化と取締りを推進する必要がある。
また、暴追センターや民暴委員会と連携し、地域住民等による暴力団事務所撤去運動に対する支援や暴力団犯罪被害者等に対する民事訴訟支援を推進するなど、社会全体での暴力排除活動を強力に展開していく必要がある。

業績目標２　取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化
業績指標③については目標の達成が十分とは言い難いものの、業績指標①及び②については目標を達成したことから、業績目標である「取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化」をおおむね達成したと認められる。
国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）第５条の適用件数の減少については、密輸・密売組織が首領の下で役割を細分化するとともに、組織防衛を徹底していることが原因と考えられる。また、第６条の適用件数及び第19条に基づく起訴前の没収保全による没収保全額の減少については、犯罪組織による薬物犯罪収益の隠匿手口が巧妙化していることが原因と考えられる。
今後は、薬物密輸・密売組織の中枢に位置する首領・幹部の検挙に向けた突き上げ捜査を引き続き徹底するとともに、薬物密輸・密売組織の資金の流れに着目して薬物犯罪収益の更なる没収保全に努めるなど、薬物密輸・密売組織の弱体化に努める必要がある。

業績目標３　銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化
業績指標①については目標を達成したものの、業績指標②及び③については目標の達成が十分とは言い難いことから、業績目標である「銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化」の達成は十分とは言い難い。
暴力団構成員等によるけん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙人員並びに押収丁数の減少については、捜査員がけん銃に係る情報を入手することが難しくなるとともに、けん銃の隠匿手口が巧妙になっていることにより、けん銃の押収が困難となっていることが原因と考えられる。今後、けん銃に係る情報収集の強化、けん銃の効果的な捜索の実施等の対策を講ずる必要がある。

業績目標４　来日外国人犯罪対策の強化
業績指標①については目標をおおむね達成し、業績指標②については目標を達成したことから、業績目標である「来日外国人犯罪対策の強化」をおおむね達成したと認められる。
しかしながら、昨今、世界的規模で活動する犯罪組織の日本への浸透、構成員の多国籍化、犯罪行為の世界的展開といった、犯罪のグローバル化というべき状況がみられ、治安に対する重大な脅威となっていることから、今後も継続して情報の収集・共有・分析能力の強化やグローバルな国際協力体制の構築を図るなどにより、国際犯罪組織の実態解明や事件検挙等の来日外国人犯罪対策の強化を図っていく必要がある。

業績目標５　犯罪収益対策の推進
業績指標④については目標の達成が十分とは言い難いものの、業績指標①及び②については目標を達成し、業績指標③についても目標をおおむね達成したことから、業績目標である「犯罪収益対策の推進」をおおむね達成したと認められる。
暴力団などの犯罪組織が蓄えた犯罪収益は、新たな犯罪のための運転資金や武器の調達のための費用等に充てられ、犯罪組織を維持・強化するとともに、組織的な犯罪を助長していることから、犯罪組織を弱体化・壊滅するために、疑わしい取引に関する情報、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法を活用して犯罪収益のはく奪を一層推進していく必要がある。
また、国境を越えて行われる犯罪収益やテロ資金の移転状況を的確に追跡して、マネー・ローンダリングやテロ資金供与を発見するためには、外国ＦＩＵとの間でＭＯＵを締結するための交渉に取り組むことにより、それぞれが保有する疑わしい取引に関する情報を積極的に交換することが必要である。

（評価の結果の政策への反映の方向性）

業績目標１　暴力団の存立基盤の弱体化
暴力団の資金獲得活動の実態や組織実態等の解明を推進し、徹底した取締りを行う。また、22年度予算において認められた暴力団事務所撤去等のための事務所監視活動モデル事業を活用するなどして、暴力団事務所等の排除について一層の支援を図るとともに、暴力団を相手方とする民事訴訟支援等を含め、地域住民、暴追センター、民暴委員会等と連携して、社会全体での暴力排除活動を推進していくこととする。

業績目標２　取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化
薬物密輸・密売組織の取締りを更に強化するとともに、薬物密輸・密売組織における薬物犯罪収益の解明を図り、没収保全額を増加させ、これらの組織に打撃を与える。
また、これらの組織に対する捜査を推進するための装備資機材の充実等を図る。

業績目標３　銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化
暴力団等犯罪組織からのけん銃の押収を図るとともに、暴力団等犯罪組織による銃刀法違反事件の取締りを更に強化し、銃器に係る脅威から国民の生命及び身体の安全を確保するよう努める。
特に、捜査員がけん銃に係る情報を入手することが難しくなるとともに、けん銃の隠匿手口が巧妙になっていることに対しては、けん銃に係る情報収集の強化、けん銃の効果的な捜索の実施等の対策を講ずる必要があることから、けん銃110番報奨制度の更なる活用、装備資機材の充実等を図る。

業績目標４　来日外国人犯罪対策の強化
国際犯罪組織の実態を解明するとともに、その基盤に打撃を与える効果的な取締りをより一層推進していくこととする。
特に、犯罪のグローバル化に的確に対応するため、国際犯罪組織に関連する来日外国人等の組織、活動、ネットワーク、資金等に関する情報の収集・分析機能を強化するとともに、外国治安機関との連携を一層緊密にし、グローバルな国際協力体制を構築し、事件発生時における共同オペレーションを積極的に推進していくこととする。

業績目標５　犯罪収益対策の推進
ＦＩＵ機能の強化のため、22年度は11人の増員が認められたところ、その趣旨を踏まえ、外国ＦＩＵとの緊密な連携を図りながら、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づき届け出られた疑わしい取引に関する情報について、迅速かつ的確な分析を行う能力の強化を図っていくこととする。
また、麻薬特例法の適用件数及び起訴前の没収保全による没収額が減少したことから、今後は薬物密輸・密売組織の資金の流れに着目して、薬物犯罪収益の更なる没収保全に努めるとともに、組織的犯罪処罰法や麻薬特例法の関係法令のほか、疑わしい取引に関する情報を活用し、マネー・ローンダリングの関与者の的確な検挙、犯罪収益のはく奪を徹底し、犯罪収益がマネー・ローンダリングを含む犯罪活動や犯罪組織の維持・拡大に利用されること等の防止を図っていくこととする。これらの施策を強力に推進するには、犯罪組織の資金獲得・隠匿活動の多様化・複雑化に対応するとともに、近年のグローバル化する犯罪組織の資金ルートを的確に解明する必要があることから、今後もＦＩＵ機能の強化を図ることとする。

	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果　等】
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	**業績目標1業績指標①** 暴力団事務所排除等（注１）の件数 注１：　暴力団事務所等の撤去及び進出阻止をいう。 **達成目標**: 暴力団事務所等（注２）の排除件数を過去５年間の平均値より増加させる。 注２：　暴力団事務所、暴力団関係フロント企業並びに暴力団が関係している土地、建物及び居室をいう。 **基準年**:16～20年　　**達成年**:21年 **効果の把握の結果**: 指定暴力団の本部事務所等に対する進出阻止運動の結果、その進出が阻止されるなど、効果的な事例があったものの、事務所排除等の件数は16年から20年までの平均を下回ったことから、目標の達成が十分とは言い難い。
	業績目標1業績指標② 民事訴訟支援件数及び状況（支援事例） **達成目標**: 民事訴訟支援件数を過去５年間の平均値より増加させる。 **基準年**:16～20年　　**達成年**:21年 **効果の把握の結果**: 民事訴訟支援件数が16年から20年までの平均を上回り、また、的確な民事訴訟支援の結果、暴力団対策法第31条の２を適用した損害賠償請求訴訟が初めて提起されたことなどから、目標を達成した。
	業績目標1業績指標③ 暴力団構成員等に対する組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）の適用件数及び起訴前の没収保全命令による没収保全額 **達成目標**: 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法第９条（法人等経営支配）、第10条（犯罪収益等隠匿）、第11条（犯罪収益等収受）及び第23条（起訴前の没収保全命令）の適用件数及び没収保全額を過去５年間の平均値より増加させる。 **基準年**:16～20年　　**達成年**:21年 **効果の把握の結果**: 没収保全命令額は16年から20年までの平均を下回ったものの、組織的犯罪処罰法の適用件数が16年から20年までの平均を大きく上回ったことから、目標をおおむね達成した。
	業績目標2業績指標① 薬物事犯の検挙人員 **達成目標**: 薬物事犯の検挙人員を過去５年間の平均値より増加させる。 **基準年**:16～20年度　　**達成年**:21年度 **効果の把握の結果**: 薬物事犯の検挙人員は16年度から20年度までの平均を上回ったことから、目標を達成した。
	業績目標2業績指標② 営利目的による薬物事犯の検挙人員 達成目標: 営利目的による薬物事犯の検挙人員を過去５年間の平均値より増加させる。 **基準年**:16～20年度　　**達成年**:21年度 **効果の把握の結果**: 営利目的による薬物事犯の検挙人員は16年度から20年度までの平均を大幅に上回ったことから、目標を達成した。
	業績目標2業績指標③ 麻薬特例法の適用件数及び起訴前の没収保全命令による没収保全額 **達成目標**: 麻薬特例法第５条（業として行う不法輸入等）、第６条（薬物犯罪収益等隠匿）、第７条（薬物犯罪収益等収受）及び第19条第３項（起訴前の没収保全命令）の適用件数及び没収保全額を過去５年間の平均値より増加させる。 **基準年**:16～20年　　**達成年**:21年 **効果の把握の結果**: 麻薬特例法第７条の適用件数は16年から20年までの平均を上回ったものの、第５条及び第６条の適用件数並びに第19条に基づく起訴前の没収保全による没収保全額については、16年から20年までの平均を下回っていることから、目標の達成が十分とは言い難い。

業績目標3業績指標①
暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数
達成目標:
暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数を過去５年間の平均値より減少させる。
基準年:16～20年度　　達成年:21年度
効果の把握の結果:
暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数は、16年度から20年度までの平均を大幅に下回ったことから、目標を達成した。

業績目標3業績指標②
暴力団構成員等によるけん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙人員
達成目標:
けん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の暴力団構成員等の検挙人員を過去５年間の平均値より増加させる。
基準年:16～20年度　　達成年:21年度
効果の把握の結果:
暴力団構成員等によるけん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙人員は、16年度から20年度までの平均を下回ったことから、目標の達成が十分とは言い難い。

業績目標3業績指標③
暴力団構成員等からのけん銃の押収丁数
達成目標:
暴力団構成員等からのけん銃の押収丁数を過去５年間の平均値より増加させる。
基準年:16～20年度　　達成年:21年度
効果の把握の結果:
暴力団構成員等からのけん銃押収丁数は、16年度から20年度までの平均を下回ったことから、目標の達成が十分とは言い難い。

業績目標4業績指標①
国際犯罪組織の犯罪インフラ（不法滞在助長事犯等）及び組織的な背景を有する来日外国人犯罪（組織的侵入盗等）の検挙状況（事例）
達成目標:
国際犯罪組織の取締りを強化する。
基準年：16～20年度　　達成年：21年度
効果の把握の結果:
犯罪インフラ事犯及び組織的な背景を有する来日外国人犯罪（組織的侵入盗等）につき、その実態を解明するとともに、国際犯罪組織の弱体化・壊滅を図った事例があることから、目標をおおむね達成した。

業績目標4業績指標②
ICPOを通じた各国捜査機関との協力状況（ICPOを通じた情報の受・発信数及び協力事例）
達成目標:
ICPOを通じた海外関係機関との情報交換を強化する。
基準年:16～20年　　達成年:21年
効果の把握の結果:
21年のＩＣＰＯを通じた情報の受・発信の総数が16年から20年までの５年間の平均値を上回っているとともに、ＩＣＰＯを通じた情報交換により、外国治安機関と緊密に連携し、被疑者を逮捕した事例がみられたことから、目標を達成した。

業績目標5業績指標①
疑わしい取引の届出件数
達成目標:
疑わしい取引の届出件数の増加傾向を維持する。
基準年：19～20年　達成年：21年
効果の把握の結果
疑わしい取引の届出件数が増加傾向を維持し、前年比15.8%増加したことから、目標を達成した。

業績目標5業績指標②
疑わしい取引に関する情報を端緒とした事件検挙件数
達成目標:
疑わしい取引に関する情報を端緒とした事件検挙件数の増加傾向を維持する。
基準年：16～20年　達成年：21年
効果の把握の結果
疑わしい取引に関する情報を端緒として検挙した事件数が増加傾向を維持し、前年比92.6%増加したことから、目標を達成した。

	業績目標5業績指標③ 組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の適用件数及び起訴前の没収保全命令による没収保全額 **達成目標：** 組織的犯罪処罰法（第９条、第10条、第11条及び第23条）及び麻薬特例法（第５条、第６条、第７条及び第19条第３項）の適用件数及び没収保全額を過去５年間の平均値より増加させる。 **基準年：**16～20年　**達成年：**21年 **効果の把握の結果** 麻薬特例法の適用件数の一部や起訴前の没収保全額が16年から20年までの平均を下回ったものの、組織的犯罪処罰法の適用件数及び起訴前の没収保全額が16年から20年までの平均を上回ったことから、目標をおおむね達成した。
	業績目標5業績指標④ 外国ＦＩＵ（注３）とのＭＯＵ（注４）締結件数 注３：Financial Intelligence Unit（資金情報機関）の略。「マネー・ローンダリング情報の受理・分析・提供を行う単一の政府機関」のことであり、金融機関等による疑わしい取引の届出に関する情報を犯罪捜査に有効に活用できるようにするため、各国が情報を一元的に集約・分析して捜査機関等に提供する機関として設置している。我が国のＦＩＵは、ＪＡＦＩＣ（Japan Financial Intelligence Center）との名称が国際的に通用している。 注４：Memorandum of Understandingの略。マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に係る資金情報の交換に関する当局間文書 **達成目標：** 外国ＦＩＵとのＭＯＵの締結件数を増加させる。 **基準年：**19～20年度　**達成年：**21年度 **効果の把握の結果** 外国ＦＩＵとの間で積極的な情報交換を行ったものの、締結件数は19年度から20年度までの平均を下回ったことから、目標の達成が十分とは言い難い。

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	犯罪に強い社会実現のための行動計画2008	平成20年12月	第３－４　国際組織犯罪対策
	犯罪に強い社会実現のための行動計画2008	平成20年12月	第４－１　暴力団対策等
	犯罪に強い社会実現のための行動計画2008	平成20年12月	第４－２　マネー・ローンダリング対策
	犯罪に強い社会実現のための行動計画2008	平成20年12月	第４－３　銃器対策の推進
	犯罪に強い社会実現のための行動計画2008	平成20年12月	第４－４　薬物対策の推進

平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成22年７月　　担当部局名：警察庁交通局

施策名	安全かつ快適な交通の確保	政策体系上の位置付け 基本目標４
施策の概要	**業績目標１　歩行者・自転車利用者の安全確保** 全交通事故死者数に占める歩行中や自転車乗用中の割合は高く、近年自転車事故も増加するなどしていることから、歩行者・自転車利用者対策を推進し、歩行者・自転車利用者の安全を確保する。	
	業績目標２　高齢運転者による交通事故の防止 高齢社会の進展に伴い、今後、高齢運転者による交通事故の増加が懸念されることなどから、高齢運転者対策を推進し、高齢運転者による交通事故の防止を図る。	
	業績目標３　飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立 依然として飲酒運転による死亡事故が多発していることなどから、継続して悪質・危険運転者対策を推進し、交通秩序の確立を図る。	
	業績目標４　被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少 シートベルトやチャイルドシートの被害軽減効果にかんがみ、改正道路交通法により後部座席シートベルトの着用が義務付けられることも踏まえ、後部座席等におけるシートベルトの着用促進、チャイルドシートの正しい使用の徹底による交通事故死者数の減少を図る。	
	業績目標５　道路交通環境の整備 第二次社会資本整備重点計画（21年３月31日閣議決定）に即して、交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を整備する。	
	【評価結果の概要】	
	（評価の結果）	
	業績目標１　歩行者・自転車利用者の安全確保 業績指標②については目標の達成が十分とは言い難いものの、業績目標①については目標の達成に向けて推移していることから、業績目標である「歩行者・自転車利用者の安全確保」についてはおおむね達成に向けて推移していると認められる。 達成が不十分であった自転車と歩行者との交通事故件数の減少については、今後、自転車の安全利用に係る対策を推進する必要がある。	
	業績目標２　高齢運転者による交通事故の防止 業績指標①については目標の達成に向けて推移していることから、業績目標である「高齢運転者による交通事故の防止」については達成に向けて推移していると認められる。	
	業績目標３　飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立 業績指標①については目標の達成に向けて推移し、また、業績指標②についてもおおむね目標の達成に向けて推移していると認められることから、業績目標である「飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立」についてはおおむね達成に向けて推移していると認められる。	
	業績目標４　被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少 業績指標①及び②については前年を上回ったものの、目標の達成が十分とは言い難いことから、業績目標である「被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少」については達成に向けて推移しているとは言い難い。 達成が不十分であった後部座席シートベルト着用率の向上については、事故発生時の被害軽減効果等の広報が重要と考えられることから、着用の効果や必要性等の広報啓発を推進していく必要がある。また、チャイルドシート使用率の向上についても、今後、その使用の促進に努める必要がある。	
	業績目標５　道路交通環境の整備 業績指標①、②、③及び④についてはおおむね目標の達成に向けて推移していると認められることから、業績目標である「道路交通環境の整備」についてはおおむね達成に向けて推移していると認められる。	
	（評価の結果の政策への反映の方向性）	
	業績目標１　歩行者・自転車利用者の安全確保 改正道路交通法による自転車の通行ルール等の改正を契機として、自転車と歩行者との交通事故件数を減少させるため、通行環境整備の推進、幅広い自転車利用者に対する通行ルールの周知と安全教育の推進、街頭における指導啓発活動、取締りの強化等の施策を推進した結果、自転車と歩行者との交通事故件数の増加傾向に歯止めがかかったものと認められることから、引き続きこれらの施策を継続して推進する。	
	業績目標２　高齢運転者による交通事故の防止 高齢運転者による交通事故の更なる減少に向け、引き続き高齢運転者に係る施策を実施する。特に、高齢運転者に対する免許更新時における講習予備検査とその結果に基づいた高齢者講習の適正かつ効果的な実施に努める。	
	業績目標３　飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立 今後とも、引き続き飲酒運転を始めとする悪質性・危険性の高い違反に重点を指向した取締りを推進するとともに、暴走族の根絶に向けた対策を推進し、交通秩序の確立に努める。 なお、取締りに当たっては、交通事故の発生状況、住民の要望等を踏まえ、交通事故の抑止に効果的な取締りに努める。	

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	**業績目標４　被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少** 後部座席シートベルト着用率の向上については、関係機関・団体等と連携し、各種講習等のあらゆる機会及び各種広報媒体を通じて、非着用の場合の車外放出の危険性等を強調した広報啓発活動を展開するほか、衝突実験映像、シートベルトコンビンサー等を用いた着用による被害軽減効果を実感できる交通安全教育等を推進する。 チャイルドシート使用率の向上については、今後、幼稚園や保育所における保護者への広報、関係機関・団体等と連携した正しい取付け方法の指導等を実施していく。
	業績目標５　道路交通環境の整備 実施した施策に成果があったと認められることから、第二次社会資本整備重点計画に定められた成果目標を確実に達成するために、引き続き特定交通安全施設等整備事業を推進することとする。
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果　等】
	業績目標１業績指標① 歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数 **達成目標：** 歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数を２割以上減少させる。 **基準年：**17年　**達成年：**22年 **効果の把握の結果：** 歩行中・自転車乗車中の交通事故死者数がいずれも減少傾向にあることから、目標の達成に向けて推移していると認められる。
	業績目標１業績指標② 歩行者と自転車との交通事故件数 **達成目標：** 歩行者と自転車との交通事故件数を減少させる。 **基準年：**17年　**達成年：**22年 **効果の把握の結果：** 増加傾向に歯止めがかかったものの、目標の達成が十分とは言い難い。
	業績目標２業績指標① 70歳以上高齢運転者による交通死亡事故件数及び70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数 **達成目標：** 70歳以上高齢運転者による交通死亡事故を前年よりも減少させた上、達成年までに約１割以上抑止する。 **基準年：**17年　**達成年：**22年 **効果の把握の結果：** 21年において、70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故を前年よりも減少させた上、基準年から約１割以上抑止するという目標の達成に向けて推移している。
	業績目標３業績指標① 悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数 **達成目標：** 悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数を減少させる。 **基準年：**17年　**達成年：**22年 **効果の把握の結果：** 悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数は減少傾向にあることから、目標の達成に向けて推移していると認められる。
	業績目標３業績指標② 暴走族の構成員数、い集・走行回数及び暴走族に関する110番通報件数 **達成目標：** 暴走族の構成員数、い集・走行回数及び暴走族に関する110番通報件数を減少させる。 **基準年：**17年　**達成年：**22年 **効果の把握の結果：** 暴走族のい集・走行回数が21年中にわずかに増加したことを除き、減少傾向にあることから、おおむね達成に向けて推移していると認められる。

業績目標４業績指標①
シートベルトの着用率

達成目標：
助手席の着用率を運転席と同水準にするとともに、後部座席の着用率を50%以上にするため、前年よりもそれぞれの着用率を向上させる。

基準年：17年　**達成年：**22年

効果の把握の結果：
助手席は、運転席と同水準に近づいていることから、達成に向けて推移していると認められるものの、後部座席は、前年よりやや上昇したが、33.5%にとどまっており、目標の達成が十分とは言い難い。

業績目標４業績指標②
チャイルドシートの使用率

達成目標：
チャイルドシートの使用率をできるだけ向上させ、その正しい使用の徹底を図る取組みに努める。

基準年：17年　**達成年：**22年

効果の把握の結果：
前年より向上したが、54.8%にとどまっており、目標の達成が十分とは言い難い。

業績目標５業績指標①
交通安全施設等の整備により抑止される死傷事故

達成目標：
交通安全施設等の整備により、死傷事故を以下のとおり抑止する。
・信号機の高度化等により、死傷事故を約４万件／年抑止
・あんしん歩行エリアの整備（注１）により、エリア内の歩行者・自転車死傷事故を約２割抑止
・事故危険箇所対策（注２）により、対策実施箇所における死傷事故を約３割抑止
注１：死傷事故発生割合の高い地区を指定の上、面的かつ総合的な事故抑止対策を実施
注２：死傷事故発生率が高く、又は死傷事故が多発している交差点・単路を選定の上、集中的に交通安全施設等を整備

基準年：19年度　**達成年：**24年度

効果の把握の結果：
信号機の高度化等により、死傷事故は21年度末（22年３月末）までに年間当たり約２万２千件抑止されているものと推計される。
以上から、おおむね目標の達成に向けて推移していると認められる。
なお、あんしん歩行エリアの整備及び事故危険箇所対策については、効果測定中である。
【参考】
第一次社会資本整備重点計画（計画期間：平成15年度～19年度）におけるあんしん歩行エリアの整備及び事故危険箇所対策の推進結果
○　あんしん歩行エリアの整備
　エリア内の死傷事故件数　19.9%減（14年→20年）
　エリア内の歩行者・自転車事故件数　13.8%減（14年→20年）
○　事故危険箇所対策の推進結果
　対策実施箇所における死傷事故件数　25.2%減（14年→19年）

業績目標５業績指標②
信号制御の高度化により抑止される二酸化炭素の排出量

達成目標：
信号制御の高度化により二酸化炭素の排出量を約46万t-CO2/年削減させる。

基準年：19年度　**達成年：**24年度

効果の把握の結果：
信号制御の高度化により、二酸化炭素の排出量は21年度末までに年間当たり約14.3万t-CO2抑止されていると推計される。
以上から、おおむね目標の達成に向けて推移していると認められる。

業績目標５業績指標③
信号制御の高度化により短縮される交差点等の通過時間

達成目標：
信号制御の高度化により対策実施箇所において通過時間を約2.2億人時間／年短縮させる。

基準年：19年度　**達成年：**24年度

効果の把握の結果：
信号制御の高度化により、対策実施箇所における交差点等の通過時間は21年度末までに約0.7億人時間／年短縮されていると推計される。
以上から、おおむね目標の達成に向けて推移していると認められる。

	業績目標５業績指標④ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）の重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路における信号機等のバリアフリー化の割合 **達成目標：** 原則として、バリアフリー法の重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路すべてにおいて、バリアフリー対応型信号機等を整備する。 **基準年：**19年度　　**達成年：**24年度 **効果の把握の結果：** 信号機等のバリアフリー化の割合は、21年度末現在で91.5%となった。 以上から、おおむね目標の達成に向けて推移していると認められる。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施策方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	第一次社会資本整備重点計画（閣議決定）	平成15年10月10日	第３章＜交通安全施設等整備事業＞２
	第８次交通安全基本計画（中央交通安全対策会議）	平成18年3月14日	第１部第１章第３節Ⅱ-１、２ ＜道路交通環境の整備＞ ＜交通安全思想の普及徹底＞
			第1部第1章第3節Ⅱ ２(1)カ「高齢者に対する安全教育の推進」 ３(1)エ「高齢運転者対策の充実」 ８(1)イ(ｱ)「高齢者の交通行動特性に関する研究の推進」
			第１部第１章第３節Ⅱ-５ ＜道路交通秩序の維持＞
			第１部第１章第３節Ⅱ-２ ＜交通安全思想の普及徹底＞
			第１部第１章第３節Ⅱ-Ⅰ＜道路交通環境の整備＞
	第二次社会資本整備重点計画（閣議決定）	平成21年3月31日	第５章＜交通安全施設等整備事業＞

平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成22年７月　　担当部局名　警察庁警備局

施策名	国の公安の維持	政策体系上の位置付け 基本目標５
施策の概要	**業績目標１　重大テロ事案等（注１）の予防鎮圧** 的確な警備措置を講ずることにより、重大テロ事案等の予防鎮圧を図る。 注１：国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあるテロリズム及び反グローバリズム運動に伴う大規模暴動等 **業績目標２　大規模自然災害等の重大事案への的確な対処** 的確な警備措置を講ずることにより、大規模自然災害等の重大事案発生に伴う被害の最小化等を図る。 **業績目標３　警備犯罪取締りの的確な実施** 主要警備対象勢力（注２）による各種事案に対する的確な対処、関係機関との連携強化等により、公安及び国益を害する犯罪の取締りを的確に実施する。 注２：警備犯罪（国の公安又は利益に係る犯罪、警備実施に関連する犯罪その他各種の社会運動に伴う犯罪）を行い、又は行うおそれのある主要な対象 **業績目標４　国内外における情報収集・分析機能の強化による諜報・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処** 国際テロ、対日有害活動、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出等に係る国内外の情報収集・分析機能を強化することにより、諜報・国際テロ等の未然防止を図るとともに、これら事案に的確に対処する。	
	【評価結果の概要】 **（評価の結果）** **業績目標１　重大テロ事案等の予防鎮圧** 業績指標①、②、③及び④については目標を達成したことから、業績目標である「重大テロ事案等の予防鎮圧」を達成したと認められる。 **業績目標２　大規模自然災害等の重大事案への的確な対処** 業績指標①、②及び③については目標を達成したことから、業績目標である「大規模自然災害等の重大事案への的確な対処」を達成したと認められる。 **業績目標３　警備犯罪取締りの的確な実施** 業績指標①及び②については目標の達成が十分とは言い難いことから、業績目標である「警備犯罪取締りの的確な実施」の達成が十分とは言い難い。 **業績目標４　国内における情報収集・分析機能の強化による諜報・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処** 業績指標①及び②については目標を達成し、業績指標③については目標をおおむね達成したことから、業績目標である「国内外における情報収集・分析機能の強化による諜報・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処」をおおむね達成したと認められる。 **（評価の結果の政策への反映の方向性）** **業績目標１　重大テロ事案等の予防鎮圧** 今後とも、情勢に応じた適時・適切な警戒警備、大規模警衛・警護警備等の実施、関係機関との連携強化及び各種訓練の徹底による的確な警備措置を推進する。 また、これら警備措置や事案対処に当たる部隊等の装備資機材や体制の充実強化を図り、その対処能力の更なる向上に努めることにより、国の公安の維持に万全を期する。 **業績目標２　大規模自然災害等の重大事案への的確な対処** 今後とも、情勢に応じた適時・適切な災害警備活動、関係機関との連携強化及び各種訓練の徹底による的確な警備措置を推進する。 また、これら警備措置や事案対処に当たる部隊等の装備資機材や体制の充実強化を図り、その対処能力の更なる向上に努めることにより、国の公安の維持に万全を期する。 **業績目標３　警備犯罪取締りの的確な実施** 引き続き、主要警備対象勢力に対する的確な対処により、公安及び国益を害する犯罪の取締りを的確に実施する。 また、不法滞在者については、17年から21年までの５年間で約半減したものの、いまだ約11万人が存在していることから、入国管理局との合同摘発等関係機関との連携強化や退去強制の効率化の推進により、不法滞在者の更なる取締りの強化を推進する。 **業績目標４　国内における情報収集・分析機能の強化による諜報・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処** 情報収集・分析機能は一定の強化が図られたが、引き続き、情報収集・分析態勢の強化、国内外の関係機関との情報交換を図り、情報収集・分析機能の強化を進めていくこととする。	
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果　等】 **業績目標１業績指標①** 重大テロ事案等の発生状況（事例） **達成目標：** 重大テロ事案等の未然防止を図る。 **基準年：**16～20年度　　**達成年：**21年度	

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	**効果の把握の結果：** 重大テロ事案等の予防鎮圧に向けた各種施策を推進した結果、重大テロ事案等の発生は無かったことから、目標を達成した。
	業績目標１業績指標② 重大テロ事案等の対処に係る各種訓練の実施状況（件数及び事例） **達成目標：** 各種訓練を的確に実施する。 **基準年：**16～20年度　　**達成年：**21年度 **効果の把握の結果：** 各種訓練を的確に実施したことから、目標を達成した。
	業績目標１業績指標③ 治安警備及び警衛・警護の実施状況（事例） **達成目標：** 的確な警備措置を行い、警備対象の安全を図る。 **基準年：**16～20年度　　**達成年：**21年度 **効果の把握の結果：** 国内外の諸情勢を踏まえた警戒警備、警衛・警護警備を推進したことにより、重大テロ事案等の未然防止が図られたことから、目標を達成した。
	業績目標１業績指標④ 情報交換等関係機関との連携状況（事例） **達成目標：** 関係機関との連携を強化する。 **基準年：**16～20年度　　**達成年：**21年度 **効果の把握の結果：** 関係機関との連携強化を的確に推進したことから、目標を達成した。
	業績目標２業績指標① 大規模自然災害等の重大事案への対処に係る各種訓練の実施状況（件数及び事例） **達成目標：** 各種訓練を的確に実施する。 **基準年：**16～20年度　　**達成年：**21年度 **効果の把握の結果：** 重大事案対処に係る各種訓練を的確に実施したことから、目標を達成した。
	業績目標２業績指標② 災害警備活動の実施状況（事例） **達成目標：** 重大事案発生に伴う被害の最小化を図る。 **基準年：**16～20年度　　**達成年：**21年度 **効果の把握の結果：** 大規模自然災害等の重大事案発生に伴う被害の最小化を図る措置を講じていることから、目標を達成した。
	業績目標２業績指標③ 情報交換等関係機関との連携状況（事例） **達成目標：** 関係機関との連携を強化する。 **基準年：**16～20年度　　**達成年：**21年度 **効果の把握の結果：** 関係機関との連携強化を推進していることから、目標を達成した。
	業績目標３業績指標① 警備犯罪の検挙状況（検挙件数及び検挙事例）及び対処状況（対処事例） **達成目標：** 主要警備対象勢力による違法事案に対し、的確な取締りを実施する。 **基準年：**16～20年　　**達成年：**21年

効果の把握の結果：

主要警備対象勢力への対処が的確に行われたものの、入管法違反の送致件数等が16年から20年の平均を下回ったことから、目標の達成が十分とは言い難い。

業績目標３業績指標②

入国管理局との合同摘発を始めとする関係機関との連携状況（摘発人員数・事例）

達成目標：

関係機関との連携を強化する。

基準年：16～20年　　**達成年：**21年

効果の把握の結果：

合同摘発等を通じて、入国管理局等関係機関との連携強化が推進された結果、我が国における不法滞在者数の減少傾向が進んだものの、入国管理局との合同摘発人員数は減少していることから、目標の達成が十分とは言い難い。

業績目標４業績指標①

国内外の関係機関との情報交換等の連携状況（事例）

達成目標：

関係機関との連携を強化する。

基準年：16～20年度　　**達成年：**21年度

効果の把握の結果：

国内外の関係機関との情報交換等の連携が強化されていることから、目標を達成したと認められる。

業績目標４業績指標②

国際テロの発生状況（事例）

達成目標：

国際テロの未然防止を図る。

基準年：16～20年度　　**達成年：**21年度

効果の把握の結果：

国際テロ対策を積極的に推進した結果、21年度中、我が国において国際テロの発生は無かったことから、目標を達成した。

業績目標４業績指標③

対日有害活動及び大量破壊兵器関連物資等の不正輸出に係る事案への取組み状況（事例）

達成目標：

対日有害活動及び大量破壊兵器関連物資等の不正輸出に的確に対処する。

基準年：16～20年度　　**達成年：**21年度

効果の把握の結果：

今後取組みをより一層強化する必要があるものの、対日有害活動及び大量破壊兵器関連物資等の不正輸出に係る事案への的確な対処が行われたことから、目標をおおむね達成した。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	第170回国会における内閣総理大臣施政方針演説	平成20年9月29日	集中豪雨や地震など、自然災害が相次いでいます。復旧・復興には、無論、万全を期してまいります。
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	平成20年12月	第３　国際化への対応
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	平成20年12月	第６　テロの脅威等への対処

平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成22年７月　　担当部局名　警察庁長官官房給与厚生課

		政策体系上の位置付け
施策名	犯罪被害者等の支援の充実	基本目標６
施策の概要	業績目標１　犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実 犯罪被害者等は、犯罪による直接的被害だけでなく、精神的苦痛や経済的損害等の様々な被害を被っており、様々な場面で支援を必要としていることから、犯罪被害者等に対する経済的・精神的支援等の総合的な支援を充実させる。	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 （評価の結果） 業績目標１　犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実 業績指標②については目標をおおむね達成し、業績指標①、③及び④については目標を達成したことから、業績目標である「犯罪被害者等に対する経済的・精神的支援等総合的な支援の充実」をおおむね達成したと認められる。 今後、業績指標②の評価を踏まえ、身体犯被害者に対する診断書料の支給については、更なる拡大を図る必要がある。 （評価の結果の政策への反映の方向性） 業績目標１　犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実 今後とも、民間被害者支援団体等の関係機関・団体と連携を図りつつ、犯罪被害者等に対する経済的・精神的支援等総合的な支援の充実を図る。 特に、身体犯被害者に対する診断書料の支給の更なる拡大を図るため、支給に係る規程の整備・運用に関して、都道府県警察に対する必要な指導を行っていくこととする。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果　等】 業績指標① 犯罪被害給付制度の運用状況（申請に係る被害者数、支給被害者数、不支給被害者数、裁定・決定金額及び平成20年度法律・政令改正に伴う経済的支援の拡充に係る被害者数、裁定・決定金額） 達成目標： 犯罪被害給付制度の適切な運用を図る。 基準年：16～20年度　　達成年：21年度 効果の把握の結果： 裁定を受けた被害者数及び裁定・決定金額が前年度から増加したほか、20年７月１日に施行された法律・政令改正により支給額が拡大された裁定を受けた被害者数及び裁定・決定金額が前年度から大幅に増加していることから、犯罪被害給付制度の適切な運用を図るという目標を達成した。 業績指標② 身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の支給件数 達成目標： 性犯罪被害者を始めとする身体犯被害者に対する初診料等の適切な支給を図る。 基準年：16～20年度　　達成年：21年度 効果の把握の結果： 診断書料の支給件数が前年度から減少しているものの、初診料及び検案書料の支給件数がいずれも前年度より増加しており、これらの数値は16年度から21年度にかけて増加傾向にあり、性犯罪被害者を始めとする身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の適切な支給を図るという目標をおおむね達成した。 業績指標③ 二次被害を回避・軽減するための被害者支援用車両の整備 達成目標： 二次被害を回避・軽減するための被害者支援用車両の整備台数について、最近の増加傾向を維持する。 基準年：16～20年度　　達成年：21年度 効果の把握の結果： 二次被害を回避・軽減するための被害者支援用車両の整備台数が増加したことから、最近の増加傾向を維持するという目標を達成したと認められる。	

	業績指標④ 関係機関・団体等との連携状況（民間被害者支援団体における相談受理件数、犯罪被害者等早期援助団体の指定数及び警察からの情報提供件数） 達成目標： それぞれの指標について最近の増加傾向を維持する。 基準年：16～20年度　　達成年：21年度 効果の把握の結果： 民間被害者支援団体における相談受理件数、犯罪被害者等早期援助団体の指定数及び警察からの情報提供件数のいずれも増加したことから、それぞれの指標について最近の増加傾向を維持するという目標を達成した。		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成15年12月	第１-３　犯罪被害者の保護
	犯罪被害者等基本計画（閣議決定）	平成17年12月	Ⅴ-第１-２　給付金の支給に係る制度の充実等
	犯罪被害者等基本計画	平成17年12月	Ⅴ-第４-２　相談及び情報の提供等
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	平成20年12月	第１-７　犯罪被害者の保護

平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成22年７月

担当部局名　警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課、警備局警備企画課、情報通信局情報技術解析課

施策名	安心できるＩＴ社会の実現	政策体系上の位置付け 基本目標７
施策の概要	業績目標１　情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止 ＩＴが国民生活や社会経済活動に多大な影響を与える存在となっていることを踏まえ、情報セキュリティを確保するとともに、ネットワークを悪用した犯罪を始めとするサイバー犯罪の取締り、サイバーテロ対策等を進めることにより、安心できるＩＴ社会を実現する。	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 （評価の結果） 業績目標１　情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止 業績指標①については目標の達成が十分とは言い難いものの、業績指標②及び③については目標を達成し、業績指標④については目標をおおむね達成したことから、業績目標である「情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止」をおおむね達成したと認められる。 （評価の結果の政策への反映の方向性） 業績目標１　情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止 不正アクセス行為やネットワーク利用犯罪は、国民にとって身近な犯罪であり、国民の日常生活にも大きく影響することから、最新の情報通信技術に精通した捜査官を育成するとともに、大規模な不正アクセス事件等に対応するため、サイバー犯罪捜査に必要となる情報の共有化等を図るための各種資機材を整備することなどにより、サイバー犯罪の取締り及び抑止のための活動を強化する。 また、サイバーテロ対策の底上げ及びサイバーテロに迅速・的確に対応するための取組みを進めるほか、電子機器等を解析する能力の強化、国内外関係機関・民間企業との連携等デジタルフォレンジック（注）に係る取組みの強化により効率的かつ効果的な技術支援を行うなど、情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止を更に強力に推進することとする。 注：犯罪の立証のための電磁的記録の解析技術及びその手続 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果　等】 業績指標① 不正アクセス行為の認知状況 達成目標： 不正アクセス行為の認知件数を減少させる。 基準年：16～20年　　達成年：21年 効果の把握の結果： 21年中の不正アクセス行為の認知件数は20年と比べ増加したことから、目標の達成が十分とは言い難い。 業績指標② サイバーテロの発生状況 達成目標： サイバーテロの発生及び被害の拡大を防止する。 基準年：16～20年度　　達成年：21年度 効果の把握の結果： 21年度中のサイバーテロの発生件数は０件であり、目標を達成した。 業績指標③ 技術支援件数 達成目標： 技術支援件数について、最近の増加傾向を維持する。 基準年：17～20年度　　達成年：21年度 効果の把握の結果： 21年度中の技術支援件数は20年度に比べ増加したことから、目標を達成した。	

	業績指標④ ネットワーク利用犯罪の検挙件数 **達成目標：** ネットワーク利用犯罪の検挙件数について最近の増加傾向を維持する。 **基準年：**16～20年　　**達成年：**21年 **効果の把握の結果：** ネットワーク利用犯罪の検挙件数は増加傾向を維持していることから、目標をおおむね達成した。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成15年12月	第４＜組織犯罪等からの経済、社会の防御＞４
	IT新改革戦略（ＩＴ戦略本部決定）	平成18年１月	Ⅱ２．（２）＜安心してITを使える環境の整備＞
	経済財政改革の基本方針2008（閣議決定）	平成20年６月	第５章－３＜良好な治安と災害に強い社会の実現策＞
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	平成20年12月	第５＜安全なサイバー空間の構築＞

平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成22年7月　　担当部局名：警察庁情報通信局情報管理課

施策名	ITを活用した国民の利便性・サービスの向上	政策体系上の位置付け 基本目標　8
施策の概要	業績目標１　警察行政の電子化の推進 国民の利便性・サービスの向上を図る必要性があることから、ITの活用により、警察行政の電子化を推進する。	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	[評価結果の概要] (評価の結果) 業績目標1　警察行政の電子化の推進 本政策評価の対象となるオンライン手続については、22年2月末をもって停止したことから、本業績目標である「警察行政の電子化の推進」については、達成が十分とは言い難い。 (評価の結果の政策への反映の方向性) 業績目標1　警察行政の電子化の推進 本政策評価の対象となるオンライン手続については、反復・継続性がなく、利用者がオンライン申請のメリットを享受しにくいこと、また、オンラインの利用に当たって電子証明書等の事前準備が利用者の負担となっていること等から、利用率は極めて低調であった。オンライン利用の促進に努めたものの、このような理由から、利用率の大幅な向上は見込めない状況にあり、会計検査院から電子申請率が低迷していてシステムの整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していないシステムについて、システムの停止、簡易なシステムへの移行など費用対効果を踏まえた措置を執るよう意見が表示されたこと、行政刷新会議の事業仕分けにおいて政府全体の電子申請を見直すべきとの指摘があったこと、及び政府の電子政府評価委員会から当庁に対し「疑わしい取引に関する届出」以外のオンライン手続（注1）については21年度末をもって停止すべきであると評価がなされたことを踏まえて、見直しを進めた結果、22年2月末をもって、本政策評価の対象となるオンライン手続を停止した。 注1：「疑わしい取引に関する届出」のオンライン手続は本政策評価の対象外である。 [達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果　等] 業績目標1　業績指標① 国の警察機関が行う申請・届出等手続のオンライン化率（注2） 注2：「オンライン化率」とは、「オンライン化可能な手続に占めるオンライン化された手続の割合」をいう。 達成目標：100%を継続する 基準年：16～20年度　　達成年：21年度 効果の把握の結果： オンライン化率100%を継続するという目標の達成が十分とは言い難い。 業績目標1　業績指標② 国の警察機関が行う申請・届出等手続を行うオンラインシステムの実質的な稼働率（注3） 注3：「稼働率」とは、「予定稼働時間に占める実稼働時間の割合」をいう。 達成目標：100%を継続する 基準年：16～20年度　　達成年：21年度 効果の把握の結果： オンライン申請・届出等手続の対象システムにおける実質的な稼働率100%を継続するという目標の達成が十分とは言い難い。	

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	重点計画－2008（IT戦略本部決定）	平成20年8月20日	１．５　世界一便利で効率的な電子行政